

被災船舶処理で暫定指針

国交省など 自治体に目安を示す

国土交通省などは東日本大震災で被災した船舶を地方公共団体が処理を進める際のガイドライン（暫定版）を取りまとめた。

被災船舶の一般的な処理手順について、▽移動できる船舶は必要に応じて仮置き場などに移動できる▽船体の転倒や燃料漏れなど二次災害のおそれがある場合は必要に応じて転倒防止対策や油抜き取りなどの措置を講じる▽外見上明らかに効用を失っている船舶は処理できる、とした。

効用を失っている場合の目安として、▽船体が破断して残骸となっている▽船体が大破（原形をとどめていない）して航行が不可能と認められる▽家屋や廃棄物に埋まり、船舶を壊さずに分離することが困難な状態にある、のいずれかに該当するもの。所有者が判明しない、連絡がつかない場合でも、これらに該当し、災害廃棄物の処理、復旧活動の妨げになっていれば処理できるとしている。

国土交通省海事局、日本小型船舶検査機構

建造年とアスベスト使用状況・規制の概要

～1975年ごろ	吹き付けアスベストが使用されていた可能性もある
1975年～1990年ごろ	内装材、断熱材などについて、一部の造船所でアスベストの使用実績がある
1990年ごろ～2002年6月	機関室内配管の断熱材・パッキンや揚置機のブレーキライニングなどに限り、一部の中小造船所でアスベスト含有品の使用実績がある
2002年7月～2006年8月	船舶安全法関係法令により、アスベストの使用は一部（高温高圧下で使用される水密継ぎ手など）を除いて禁止となる
2005年	修繕などの機会を捉えて、船内のアスベスト除去に努めるよう造船事業者に通達する
2006年9月～	船舶安全法関係法令により、アスベストの使用が全面禁止となる

（JCI）、都道府県への問い合わせなどから所有者が判明し、連絡がとれる場合は、①所有者が被災船舶の所在地を確定し、②所有者が修理または移動して再使用することや、③市町村に処理することや、④市町村に処理を委ねるといった対応について④いつごろ船舶を移動、処理するか、どこに移動させるか⑤所有者が船舶の抹消登録をすることの周知、の意思確認を行う。所有者が即時に判断できない場合は、2週間から1カ月程度の猶予期間を設けることとしている。

被災船舶の処理については、▽エンジンや燃料タンク、蓄電池、消火器、火せん（信号機）などの火災、など危険物や有害物を除去すること▽廃油や有害物質の流出による土壌汚染、水質汚濁などについて必要な措置を講じること▽端材や重機への巻き込みが起らないように破砕現場には近付かない、といった注意事項を挙げている。

また、古い船舶の一部には、配管部分のアスベスト布団やフランジ用シートパッキンなどにアスベストが使用されている可能性もある。小型船舶（船体がFRP製）については、アスベストは使用されていないという。